

御意見及びそれに対する考え方

(「農業協同組合等の大口信用供与等規制に係る告示改正案についての意見・情報の募集について」の結果について)

御意見	考え方
<p>地域活性化に資するためにも農業協同組合が信用事業を通じて農業融資を積極的に行うためにも有用だと考えます。</p> <p>しかしながら、信用リスク削減手法として、協同住宅ローン株式会社が債務の保証した貸出金に係る当該債務の保証とする場合には、格付機関の株式会社日本格付研究所 (JCR) による長期発行格付が A+ が根拠であると考えます。格付は毎年見直しされると思われますが、仮に格付が投機的な BB 以下となった場合には信用リスク削減手法等第 8 条第 2 項 3 号から外すことがあるのですか。</p>	<p>仮定の御質問に回答することは差し控えますが、今般の大口信用供与規制に係る告示改正については、農業協同組合等の金融機関における経営の健全性がしっかりと確保されたうえで、当該各機関において、信用リスク削減手法の活用を適切に判断いただく必要があると考えております。</p>
<p>また、農業協同組合が自己資本比率算定の際に、協同住宅ローン株式会社の格付により信用リスク削減手法として利用する場合には、疎明資料として協同住宅ローン株式会社のホームページにリンクされている株式会社日本格付研究所 (JCR) による協同住宅ローン株式会社への格付事由の文書を添付させるようにしていただき、農業協同組合の経営陣が理解しているかどうかも検証していただきたい。</p>	<p>農業協同組合には農協法第 54 条の 3 に基づくディスクロージャー義務があり、信用リスク削減手法の適用に関しては、保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明等を適切に開示することが求められます。これらは、代表者の確認の下、適切な開示が図られる必要があります。行政庁として代表者の関与について確認を行うこととしております。(系統金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-10-4-4-1 (1) ④オ、Ⅲ-4-10-6)</p>

<p>協同住宅ローン株式会社は農林中央金庫が90%超を出資するいわばJAバンクの業界内の保証会社と言えるものです。そういうことであれば、同じく信用金庫業界が設立した一般社団法人しんきん保証基金も同じ株式会社日本格付研究所（JCR）よりA+の格付を取得されており、信用金庫が自己資本比率を算定する際の信用リスク削減手法として、一般社団法人しんきん保証基金が債務の保証した貸出金に係る当該債務の保証としても良いのではないのでしょうか。</p>	<p>本告示の改正内容と直接の関係はございませんが、信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第百十三条の五第二項、第百十四条第二項及び第四項から第六項まで、第百十五条第一項及び第二項並びに第百十七条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示第8条第2項第3号に「一般社団法人しんきん保証基金が債務の保証をした貸出金に係る当該債務の保証」が掲げられています。</p>
<p>国民としては、この様な事務について、株式会社が行う事についてはあまり適切と思われない事について述べておく。</p> <p>（日本郵便株式会社等についても、本来的には公社あるいは国家公務員法が準用される特別な法人であるべきであったと考える。）</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>